**法人市民税関係書類**

**第20号の３様式記載要領**

１．この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

２．この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に１通を提出すること。

３．※印の欄は記載しないこと。

４．「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２

条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５．金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

６．法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７．「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８．「 予定申告税額　 ①×　　　　　６　　　　　　　 ② 」 の欄は、当該事業年度開始の日

　　　　　　　　　　　　前事業年度の月数

から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。)が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

９．「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

10．「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

**◎均等割及び法人税割の税率は、下表のとおりです。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人等の区分 | | 枚方市内の従業者数の合計 | 税　　率 | | | |
| 均等割  （年額） | 法人税割 | | |
| １ | 「資本金等の額」が50億円を超える法人 | 50人超 | 3,000,000円 | 平成26年  ９月30日以前に  開始する  事業年度  14.7％ | 平成26年  10月１日  以後、令和元年９月30日以前に  開始する  事業年度  12.1％ | 令和元年  10月1日  以後に  開始する  事業年度  8.4％ |
| 50人以下 | 410,000円 |
| ２ | 「資本金等の額」が10億円を超え50億円以下の法人 | 50人超 | 1,750,000円 |
| 50人以下 | 410,000円 |
| ３ | 「資本金等の額」が１億円を超え10億円以下の法人 | 50人超 | 400,000円 |
| 50人以下 | 160,000円 |
| ４ | 「資本金等の額」が１千万円を超え１億円以下の法人 | 50人超 | 150,000円 |
| 50人以下 | 130,000円 |
| ５ | 「資本金等の額」が１千万円以下の法人 | 50人超 | 120,000円 |
| 50人以下 | 50,000円 |
|  | 上記以外の法人 |  | 50,000円 |

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として、法人税法施行令第８条に規定する金額をいいます。

ただし、保険業法に規定する相互会社については、純資産額として地方税法施行令第45条の３の２の規定により算定した金額をいいます。

（平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）